

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱

〔平成18年3月27日〕
〔国住備第127号〕

最終改正 平成27年5月7日 国住備第21-6号

第1 通則

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け府復第3号、23文科政54号、厚生労働省発会0106第3号、国官会第2357号、環境政発第120106002号）、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2893号等）及び福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2894号等）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業の対象等に関しては、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害公営住宅

法第2条第二号に規定する公営住宅であって、次に掲げるものをいう。

イ 法第8条第1項の規定による国の補助（同条第6項及び第7項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第3項に規定する復興交付金、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第3項に規定する交付金若しくは同法第46条第3項に規定する交付金を法第8条第1項の補助とみなす場合又は福島復興再生特別措置法第27条第1項若しくは同法第39条第1項の規定により読み替えられた法第8条第1項の規定を適用する場合を含む。）を受けて建設又は買取りをした公営住宅

ロ 法第8条第1項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（法第17条第2項ただし書に規定する戸数を超える分を除く。）

ハ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第22条第1項の規定の適用を受けて建設又は買取りをした公営住宅（福島復興再生特別措置法第27条第1項又は同法第39条第1項の規定により読み替えられた激甚法第22条第1項の規定を適用して建設又は買取りをした公営住宅を含む。）

- ニ 激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（法第17条第3項ただし書に規定する戸数を超える分を除く。）又は福島復興再生特別措置法第27条第1項に規定する特定帰還者若しくは同法第39条第1項に規定する居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅
- 二 災害公営住宅家賃低廉化事業
地方公共団体が平成18年度以降に管理開始される災害公営住宅の家賃の低廉化を行う事業をいう。

第3 対象

災害公営住宅家賃低廉化事業の対象は、災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業とする。

第4 災害公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額は、第2第一号イ及びロの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年8月30日付け建設省住備発第87号）の定めるところに従い、同要領第6の規定に基づき算定した補助基本額をいう。以下同じ。）に3分の4を乗じた額を合計した額と、第2第一号ハ及びニの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額に3分の4（最初の5年間は2分の3）を乗じた額を合計した額の合計額とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。ただし、第2第一号イ、ハ及びニの規定は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。